



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 平家 伸吾
	(JASDAQ・コード9707)
問い合わせ先	執行役員 寺坂 淳 管理本部長
電 話 番 号	03 (5413) 8228

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 40 回定時株主総会で商号の変更及び定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり、商号を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【商号の変更】

1. 変更の理由

この度、「いつまでも生き活きとした人生を送りたい」と願う人々のニーズに応える企業であるために商号の変更を行います。新しい商号には、「元気なうちはもちろん、介護が必要になっても安心して豊かな生活を継続できるコミュニティを創造する。」その決意が込められております。

2. 新商号

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ
(英文表記 UNIMAT Retirement Community Co., Ltd.)

3. 変更予定日

平成 27 年 10 月 1 日

【定款の一部変更】

1. 定款変更の理由

- (1) 上記商号の変更に伴い、現行定款第 1 条 (商号) を変更するものであります。
- (2) 当社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) を追加するとともに、一部誤表示の訂正及び号文の新設に伴う号数の繰り下げを行う

ものであります。

- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第41条(賠償責任の一部免除)第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を以下の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ユニマツト<u>そよ風</u>と称する。</p> <p>なお、英文では、UNIMAT <u>SOYOKAZE CO., LTD.</u>と表示する。</p>	<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ユニマツト <u>リタイアメント・コミュニティ</u>と称する。</p> <p>なお、英文では、UNIMAT <u>Retirement Community Co., Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>障害者福祉サービス事業</u></p> <p>(13) ～ (39) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p><u>(40) 前各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (現行どおり)</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>障害福祉サービス事業</u></p> <p>(13) ～ (39) (現行どおり)</p> <p><u>(40) 理容・美容事業</u></p> <p><u>(41) 美術品販売</u></p> <p><u>(42) 前各号に附帯する一切の事業</u></p>
<p>(賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 当社は取締役の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から</p>	<p>(賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

<p>法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(附 則) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p>	<p>(改訂の履歴) (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p><u>第1条(商号)の変更は、平成27年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

取締役会決議	平成 27 年 5 月 20 日
株主総会決議 (予定)	平成 27 年 6 月 23 日
第 1 条以外の定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日
第 1 条にかかる定款変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日

以上